

社会福祉法人まつど育成会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日～令和10年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：全労働者の残業時間を月平均10時間未満とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 毎月の全労働者の残業時間数を集計し、勤務管理者等と共有する。必要に応じて残業時間数が目標値を超えそうな労働者や、当該労働者の勤務管理者等へ、声掛け等意識付けを行う。
- 令和9年度 前年度の状況等を踏まえ、令和9年度以降の実施方法について検討する。

目標2：全労働者の有給休暇の付与日数に対する取得率を50%以上とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 毎月の全労働者の有給休暇取得数を集計し、勤務管理者等と共有する。必要に応じて労働者や、当該労働者の勤務管理者等へ、声掛け等意識付けを行う。
- 令和9年度 前年度の状況等を踏まえ、令和9年度以降の実施方法について検討する。

目標3：男性労働者の育児休業等の取得率を50%以上とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を労働者に再度周知する。
- 令和9年度 前年度の状況等を踏まえ、令和9年度以降の実施方法について検討する。

社会福祉法人まつど育成会 行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日～令和10年 3月 31日までの 2年間

2. 目標

子育てを行う全労働者の、子の看護休暇等両立支援制度の利用実績を90%以上にする。

3. 取組内容

●両立支援制度の周知について、以下の点を実施する。

令和8年4月～育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を労働者に再度周知する。

●令和9年度 前年度の労働者の両立支援制度の利用実績状況等を踏まえ、令和9年度以降の実施方法について検討する。